

19年度 介護保険料について

7月中旬に65歳以上の方へ、19年度介護保険料決定通知書を郵送しますのでご確認ください。

介護保険料は世帯（4月1日時点）の市町村民税の課税状況や本人の収入などによって決まります。
転入や65歳到達等により4月2日以降に資格取得した方は、資格取得した日が世帯の基準日となります。
保険料の算出基準は、図1のとおりです。

第4・第5段階に該当する方について

これまで市町村民税非課税だった方のうち、税制改正の影響により課税になった方については、急激に介護保険料が上がるのを防ぐために「激変緩和措置」がとられます。
段階的に保険料を上げていき、20年度には通常の保険料額となります。金額は表1のとおり。

図 長寿福祉課 ☎ 44・3005

（表1） 第4・5段階うち激変緩和対象者の介護保険料

対象者		年間介護保険料額		
		18年度	19年度	20年度
第4段階の者のうち、 税制改正がない場合	第1段階の該当者	25,740円	32,370円	39,000円
	第2段階の該当者	25,740円	32,370円	
	第3段階の該当者	32,370円	35,490円	
第5段階の者のうち、 税制改正がない場合	第1段階の該当者	29,250円	39,000円	48,750円
	第2段階の該当者	29,250円	39,000円	
	第3段階の該当者	35,490円	42,120円	
	第4段階の該当者	42,120円	45,240円	

介護保険の負担軽減措置

社会福祉法人等の利用者負担軽減措置

介護保険制度では、通常1割の負担が原則ですが、社会福祉法人等のサービス事業所で介護サービス（施設サービス・ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプサービス）を利用する場合、条件を満たし、認定を受ければ負担が軽減されます。

▽対象者 第1・2・3段階の方で、次のすべてに該当する方。
①年間収入が、単身世帯で百50万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下
②預貯金額が単身世帯で3百50万円、世帯員が1人増えることに百万円を加算した額以下
③世帯がその居住用の家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有しない
④負担能力のある親族に扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない
▽軽減額 利用者負担額4分の1。老齢福祉年金受給者

は、2分の1

▽申請方法 総合窓口センター
ー 備付の申請書に明記・押印し、提出

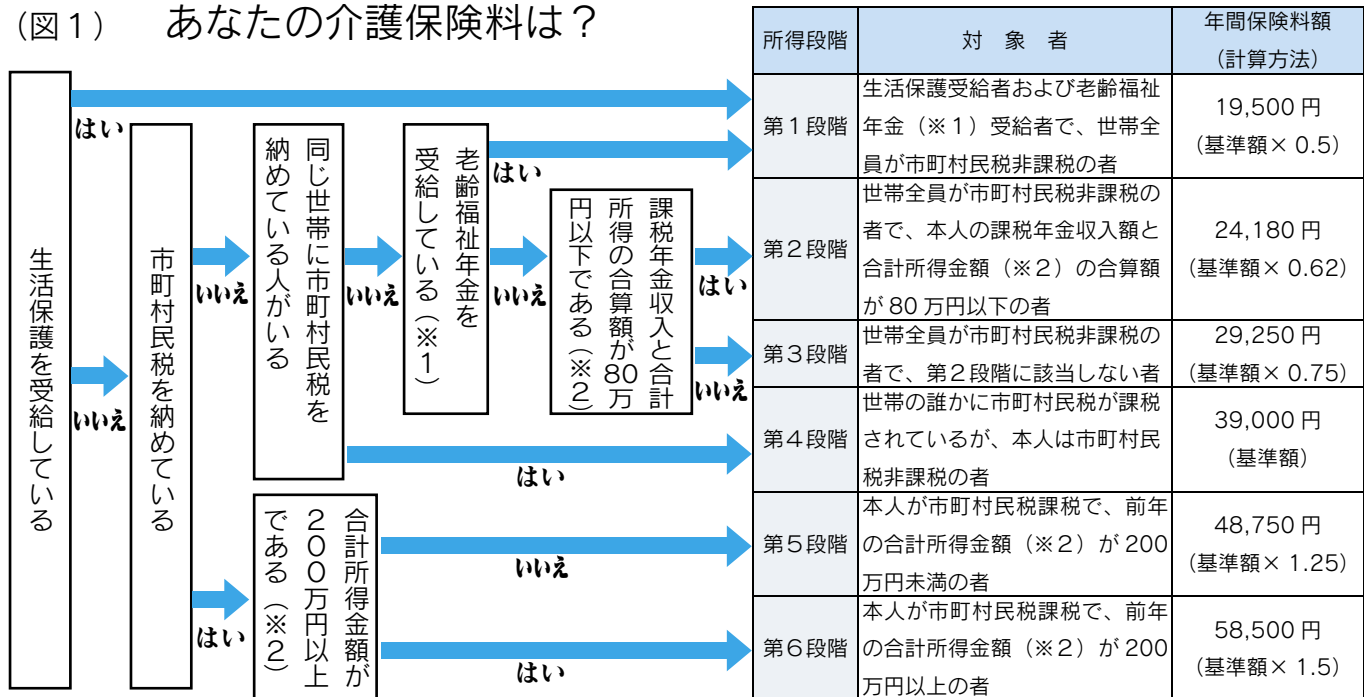
▽受給できる事業所 緑風館（広田、どんぐりの里（松帆）、翁寿園（八木）、太陽の家（八木）、平成ホームヘルパーステーション（八木）、社会福祉協議会訪問介護事業所（市）、すいせんホーム（賀集）

施設入所時の居住費と食費の軽減

介護保険施設（老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設）に入所してサービス等を受ける場合、条件を満たし認定を受ければ、居住費と食費に負担限度額が設定されます。設定額を超えた場合、介護保険から負担します。

▽対象者 第1・2・3段階に該当する方
▽申請方法 総合窓口センター
ー 備付の申請書に明記・押印し、提出
▽軽減額 負担の段階、施設の種類等により異なる
図 長寿福祉課 ☎ 44・3005

（図1） あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金＝明治44年4月1日以前に生まれた者。または大正5年4月1日以前に生まれた者で一定条件を満たす者が受けている年金
※2 合計所得金額＝「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額

福祉医療費 受給者の方へ

高齢者や重度障害者、乳幼児、母子・父子家庭の親子、遺児などの方に医療費の一部を公費負担する「福祉医療」を行っています。該当される方には、6月末に受給者証を送付していますのでご確認ください。

さて、国の医療保険制度改革の一環として、20年4月から「後期高齢者医療制度」の創設や、70歳から74歳の自己負担限度額の見直しが予定されています。福祉医療制度でもこれに対応するため、今年度の定期更新では受給者証の有効期限が、次のとおりになります。

▽老人医療（一般世帯）
20年3月末
▽高齢重度障害者医療
20年3月末
▽重度障害者医療で、20年4月～6月の65歳到達者
誕生日の前日まで
▽右記以外の方 20年6月末
図 保険課 ☎ 44・3003

良②賀集

◆県民体育大会テニス競技 兼日本スポーツマスターズ 二〇七兵庫県予選

（5月27日、グリーンピア三木）関係者分
「男子35歳シングルス」①印部泰男
◆大会結果の掲載は、情報課（☎ 43・5003、☎ 43・5103）までお寄せください。

編集室から

ホテルの撮影中、ホテルが私のお尻に止まり光り出しました。周りにいた人からは大きなホタルに見えたそうです。写真撮影は意外な出来事もあり楽しいものです。

写真家・野水正明さん（市在住、二科会写真部会員）の「白サギ展」が淡路人形浄瑠璃資料館で8月9日まで行われています。（2頁参照）白サギの魅力に惹かれ、四国や淡路の野山を駆け回り、時には危険な目にも会いながら、約30年かけて撮り続けた千本以上のフィルムのうち、選りすぐりの20点を展示しています。

京阪神から同作品展開催の依頼もあるそうですが、「まずは地元の人たちに見てもらってから」と、話されていました。ぜひご来場ください。（川卓）